

## 行政代執行について

国土交通省施行の一般国道 1 号改築工事 (栗東水口道路) の事業用地の一部について、国土交通大臣から滋賀県知事に対して、土地収用法第 102 条の 2 第 2 項の規定により、代執行の請求がありました。それを受けて、本日 (平成 27 年 3 月 9 日) 付けで、代執行対象物件 (工作物および立木) の所有者に対して、下記のとおり行政代執行法に基づく代執行令書を送達しました。

### 1. 代執行を実施する予定の場所

湖南市石部北二丁目 2137 番 6 (宅地 27.18 m<sup>2</sup>)

湖南市石部北二丁目 2137 番 7 (宅地 11.86 m<sup>2</sup>)

### 2. 代執行の内容

上記の場所内にある工作物 (水槽 1 基 FRP 製) および立木 (カンツバキ 3 本) の移転

### 3. 代執行予定日

予定日：平成 27 年 3 月 18 日 (水) から平成 27 年 3 月 19 日 (木) まで

代執行宣言：平成 27 年 3 月 18 日 (水) 午前 9 時

※上記の代執行宣言までに自主撤去された場合は、代執行を中止します。

### 4. これまでの経緯

#### (1) 平成元年度から事業着手

国土交通省：地権者への事業説明、補償対象物件の調査、用地補償交渉

#### (2) 平成 24 年 5 月 22 日

国土交通省：土地収用法による事業の認定告示

#### (3) 平成 25 年 2 月 1 日

国土交通省：滋賀県収用委員会に対して裁決申請および明渡し裁決の申立て

#### (4) 平成 25 年 12 月 4 日

滋賀県収用委員会：権利取得および明渡し裁決

権利取得の時期：平成 26 年 2 月 1 日

明渡しの期限：平成 26 年 2 月 2 日

#### (5) 平成 26 年 2 月 1 日

国土交通省：事業用地の所有権の移転登記 (国土交通省名義となる)

#### (6) 平成 26 年 11 月 10 日

国土交通省：滋賀県に対して行政代執行を請求

#### (7) 平成 27 年 2 月 3 日

滋賀県：行政代執行法第 3 条第 1 項の規定に基づき戒告

(履行期限：平成 27 年 3 月 6 日)

### 5. 代執行を行う理由

- 代執行対象物件の所有者は、滋賀県収用委員会による明渡し裁決の期限を過ぎても対象地内にある工作物および立木を移転または除却して土地の明渡しをしていない。

- ・現道における慢性的な交通混雑の緩和を図るため、土地収用法による事業認定を受け、平成 27 年度供用を目指し事業を進めているが、期限内の施工に支障をきたし、これをそのまま放置することは著しく公益に反する。
- ・代執行物件所有者が、滋賀県収用委員会の明渡し裁決に従わないことから、代執行以外の方法で明渡しを受けることは困難である。

以上により、行政代執行法第 2 条の規定に基づく代執行を実施することにした。

#### 6. 代執行費用

概算費用 約 50 万円

#### 7. 費用の徴収

代執行の実施後、代執行に要した費用は義務者に納付を求める。なお、納付期限までに納付がない場合は強制徴収を行う。

#### 8. 参考法令

##### 土地収用法

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行)

第 102 条の 2 前条の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わって、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

1. 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由に因りその義務を履行することができないとき。

2. 起業者が過失がなく土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

2 前条の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。物件を移転すべき者が明渡し裁決に係る第 85 条第 2 項の規定に基づく移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

##### 行政代執行法

第 2 条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代ってなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

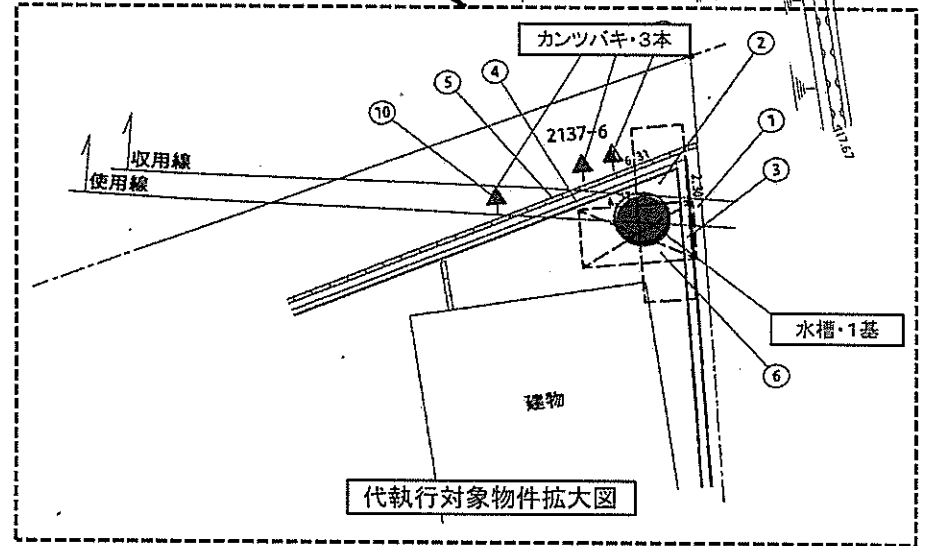
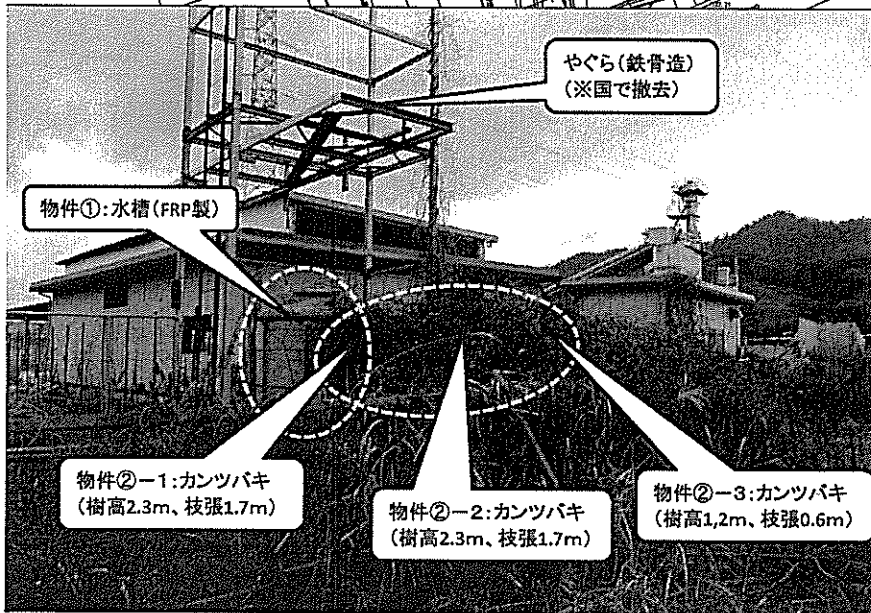
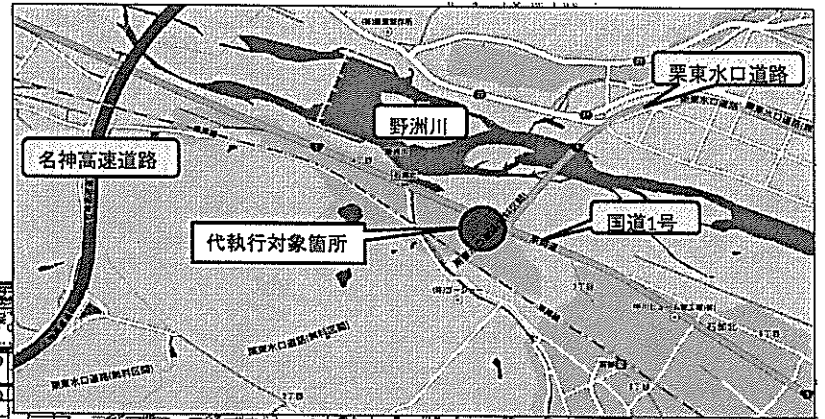
第 3 条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

代執行対象物件

- ①水槽:FRP製・容量4000ℓ  
土間コンクリートで埋設されている
- ②カンツバキ:樹高2.3m・枝張1.7mが2本(収用地内)  
樹高1.2m・枝張0.6mが1本(使用地内)  
ツル性植物で全体が覆われている



至 名古屋